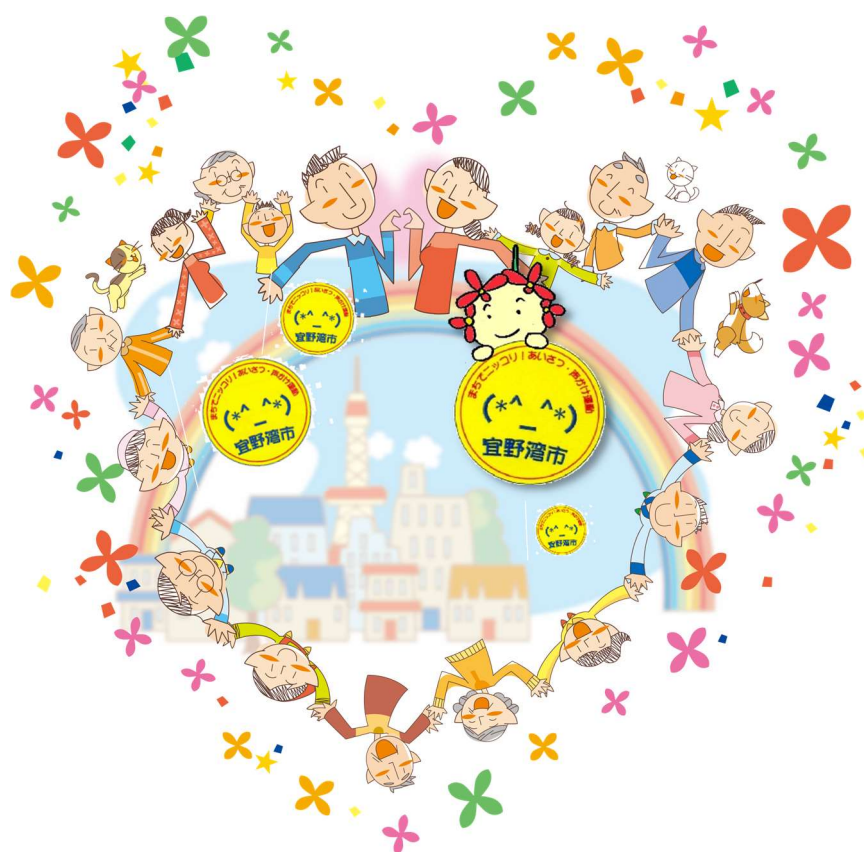


第四次宜野湾市地域福祉計画・ 第四次宜野湾市地域福祉活動計画

チュイシーゾーの心で創る
人と人がつながるやさしい都市 まち ぎのわん



令和4年3月

宜野湾市

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

◆計画策定の目的及び手法

本計画は、地域社会の希薄化が進む中でも、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」や「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、共に支え合える共生社会を本市においてつくることを目的に策定します。

また、宜野湾市と宜野湾市社会福祉協議会のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進していくため、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定します。

加えて、成年後見制度利用促進計画を包含し、地域での支え合いの仕組みの一層の充実をめざします。

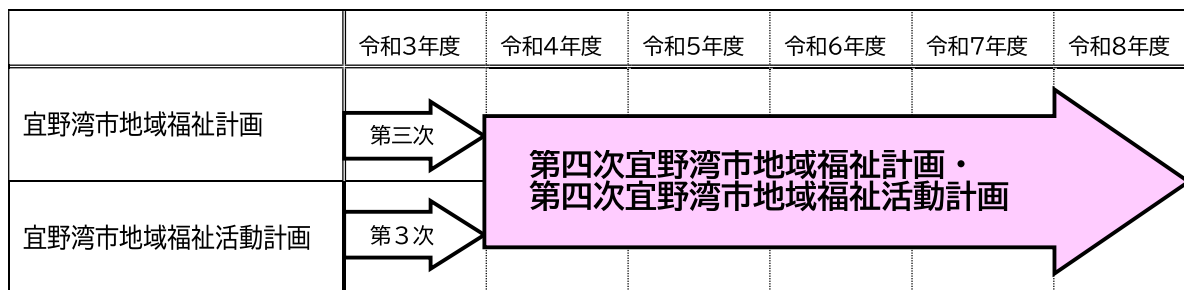
◆『地域福祉計画』・『地域福祉活動計画』とは？

『地域福祉計画』は、社会福祉法第107条の規定にもとづき、地域福祉推進にむけた基本的な事項を市町村が定める行政計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

一方、『地域福祉活動計画』は、社会福祉協議会が呼びかけを行い、住民、地域において福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が協働して地域福祉を推進することを目的に、相互協力して策定する民間の実践的な活動計画です。

◆計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とし、必要に応じて見直しを行います。



◆計画の基本理念

「第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画」では、これまでの計画の考え方を引き継ぎ、以下の基本理念を位置づけます。

チュイシージーの心で創る
人と人がつながるやさしい都市 ^{まち}ぎのわん

市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、
自分の持つ力を活かし、時には人を支え、時には支えられながら、
あいさつや笑顔が飛び交い、幸せに暮らすことができるまちをめざします

◆福祉圏域の設定

多様な活動主体がそれぞれの特性を活かしながら横断的に連携し、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯を支えていくことができるよう、階層ごとに福祉圏域の設定を行います。

(1)基礎圏域(自治会の範囲)

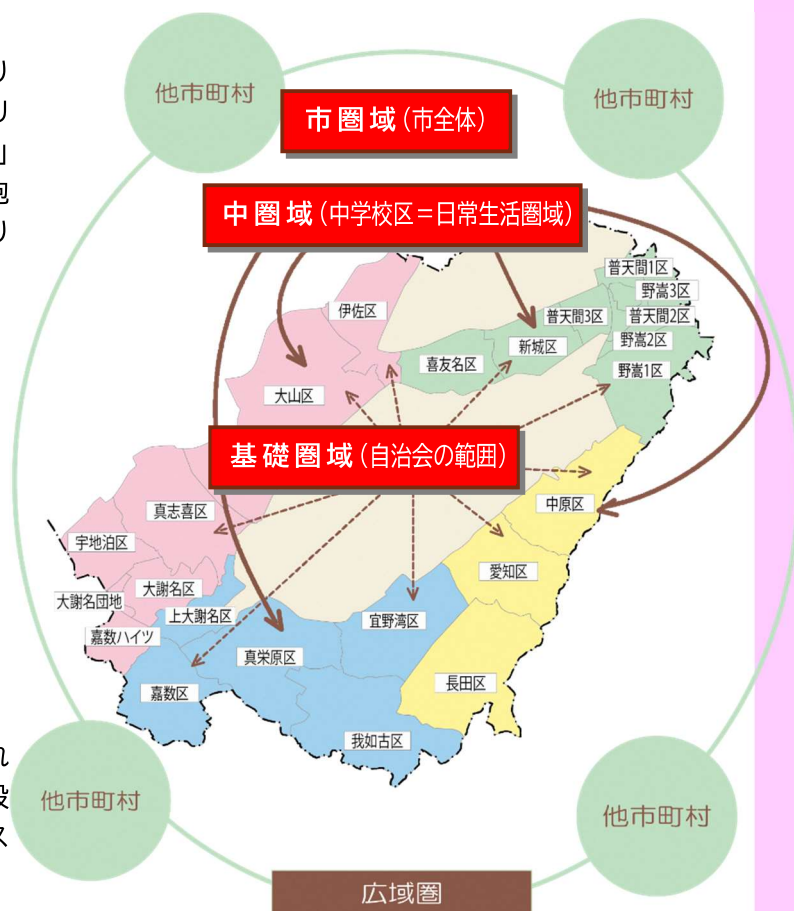
顔のみえる関係性を基盤とした、住民同士で見守り活動や支え合い等の活動を行っていく基盤となるエリアです。各自治会の範囲で「地域支え合い活動委員会」を中心に、自治会の加入・未加入を問わず困り事を抱える地域住民の発見や支援など、住民同士のつながりの中で地域福祉活動を行います。

(2)中圏域(中学校区単位=日常生活圏域)

基礎圏域内での取り組みでは解決することが難しい地域生活課題などに対し、多様な社会資源(自治会、福祉人材、圏域内の福祉事業所や企業等)が結び付き、情報共有や話し合いなどを行っていく範囲です。関係機関の連携により適切な支援を調整していくことができるよう、エリア単位での包括的な相談支援体制構築をめざしていくものとします。

(3)市圏域(市全体)

専門的で公的な福祉サービス等を地域にとらわれずに提供する範囲です。市全域を一つの圏域として設定し、課題解決に向けた効果的な方策検討・アドバイスの実施等を行っていくものとします。



◆基本目標

目標1:みんなで支える地域共生社会づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、みんなで支え合う地域共生社会づくりを進めるため、身近な地域での市民相互の連携や関係団体との連携充実を図っていくとともに、活動の場の充実や防犯・防災対策の充実を図ります。また、多様な地域資源等との連携のもと、生活に困窮する世帯への支援や子どもの貧困対策の充実を図ります。

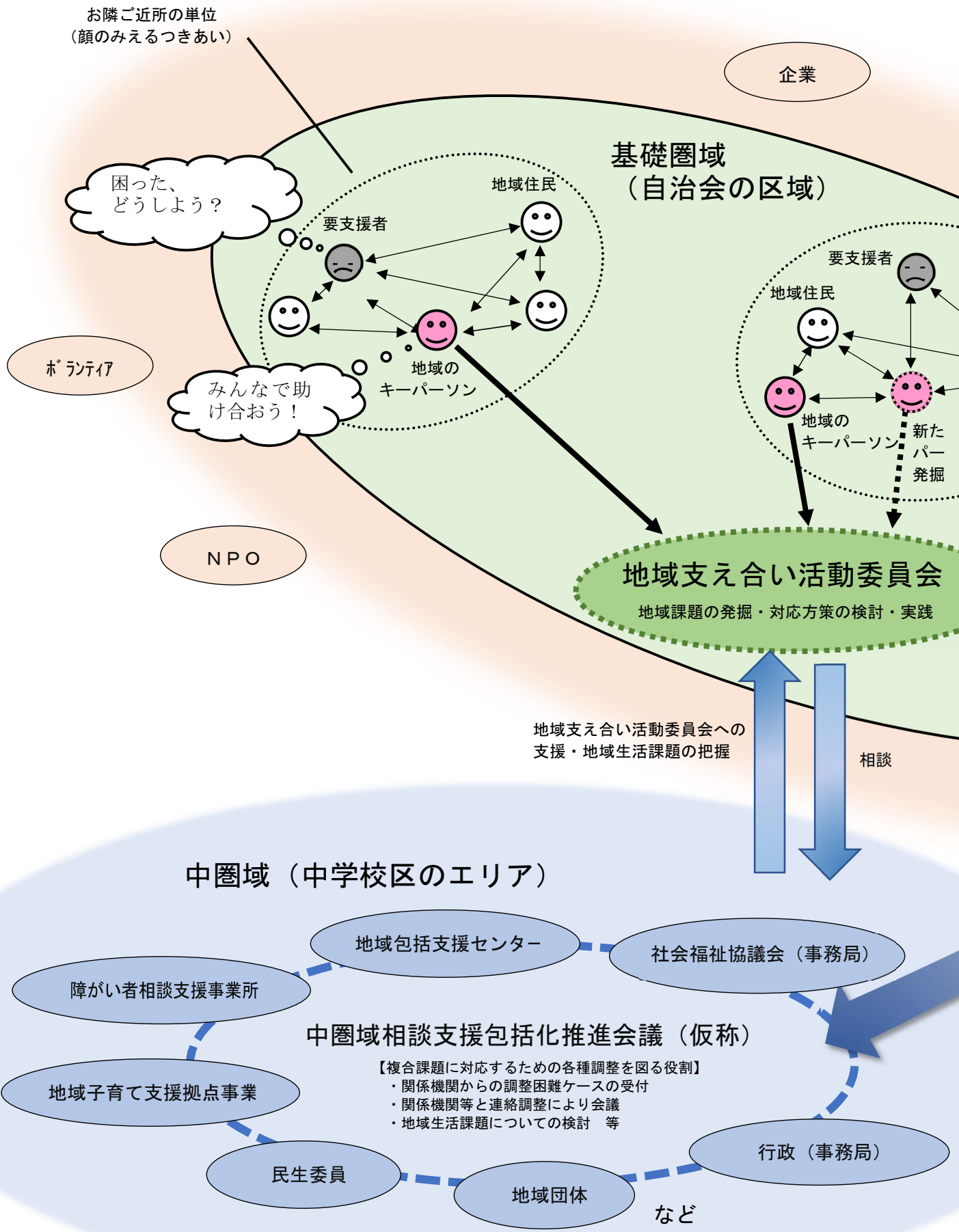
目標2:福祉を担う心豊かな人づくり

共に支え合う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域福祉に関する啓発活動により、地域福祉への意識の醸成を図ります。また、市民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや、地域人材・資源の掘り起こし等による多様な担い手育成を図ります。

目標3:すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが生き生きと活動し、安心して暮らしつづけることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりをすすめます。そのため、バリアフリーの環境整備をはじめ、包括的な相談支援体制や情報提供、一人ひとりの権利が尊重されるよう、支援体制の充実を図ります。

◆地域福祉の推進体制（宜野湾市チェイジーネットワーク ～地域の支え合いのしくみ～）



市民及び地域をとりまく各団体の役割

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進するためには、行政、宜野湾市社会福祉協議会だけでなく、市民や地域団体、事業者を始め、多様な主体との相互協力・連携が不可欠です。それぞれが地域社会の一員としての役割を果たしながら、地域福祉の推進をめざしていくものとします。

市民

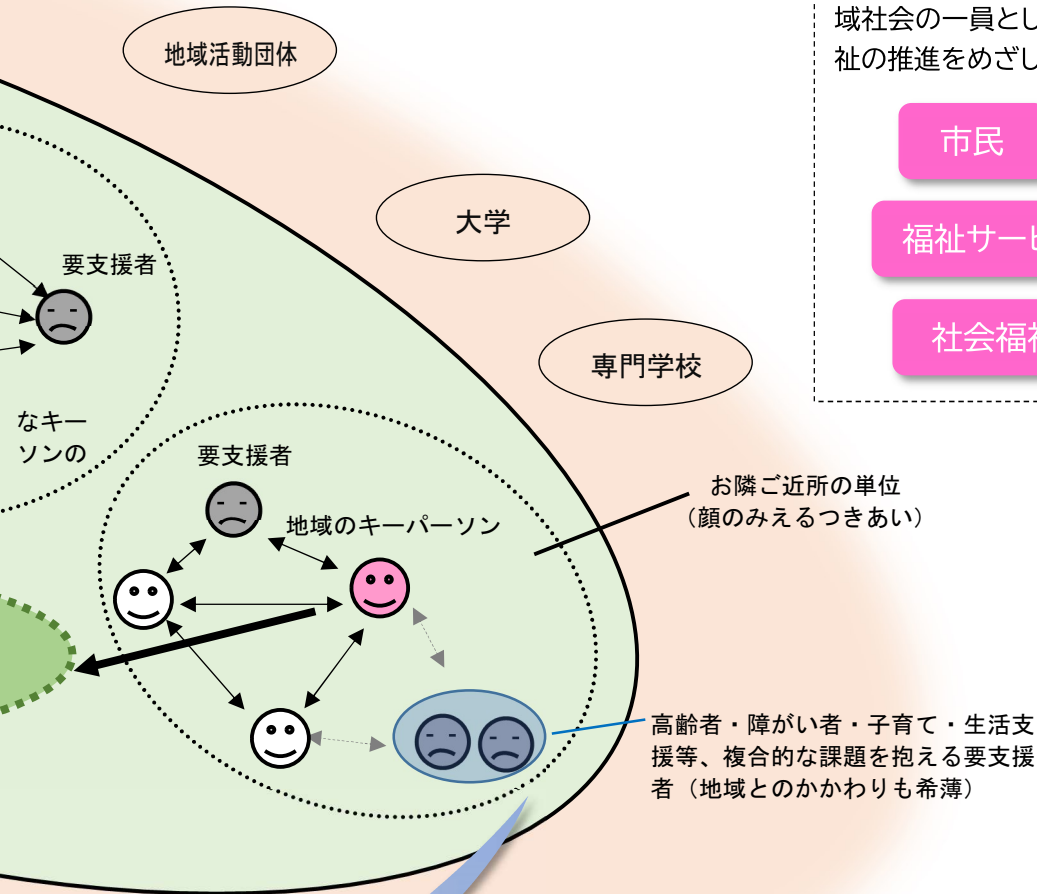
自治会・地域団体

福祉サービス事業者

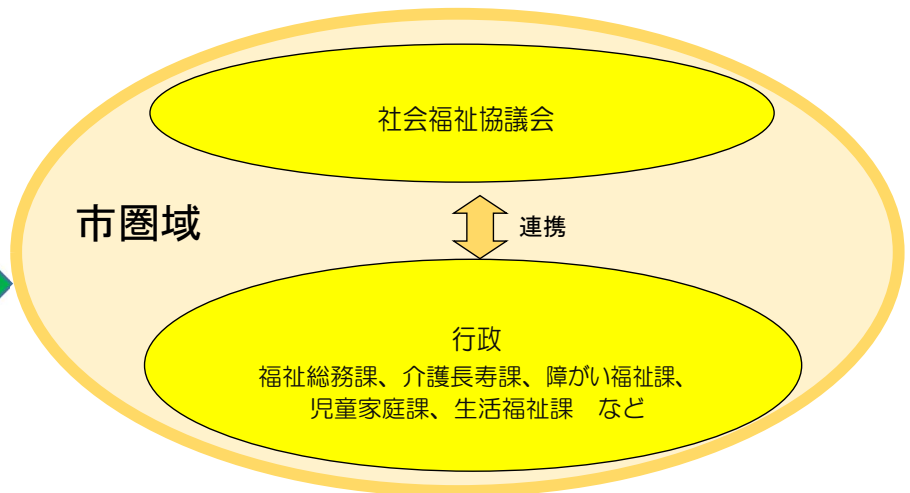
企業

社会福祉協議会

行政



支え合いによる対応だけでは支援が困難な複合的な課題等を抱えているケース



目標1：
みんなで支える
地域共生社会
づくり

(1) 地域で支え合う仕
組みづくり

- 1) 市民主体の支え合いの場の充実
- 2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実

(2) 地域活動の活性化
支援

- 1) 自治会・福祉団体等の活性化
- 2) 地域での居場所・活動の場の充実

(3) 地域で取り組む
防犯・防災対策の充実

- 1) 防犯・防災対策を通じた地域づくりの推進
- 2) 避難行動要支援者に対する支援の充実

(4) 生活困窮者自立支援
対策の推進

- 1) 生活困窮者の自立促進や住居の確保に向けた支援
- 2) 生活に対する支援の実施

(5) 子どもの貧困対策の
充実

- 1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援

目標2：
福祉を担う
心豊かな人づくり

(1) 担い手の育成

- 1) 福祉教育の充実
- 2) 地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成
- 3) 民生委員・児童委員や健康福祉サポート人材の養成・支援

(2) ボランティアの
育成・活用

- 1) ボランティア活動の促進
- 2) ボランティアコーディネート機能の充実

目標3：
すべての人に
やさしい
福祉のまちづくり

(1) 包括的な相談支援・
情報提供体制の強化

- 1) 包括的な相談支援体制の充実
- 2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり・サービスの質の向上

(2) バリアフリーの
まちづくり

- 1) 外出・移動支援の推進
- 2) バリアフリーな環境整備の推進

(3) 権利擁護の仕組みの
充実(宜野湾市成年後見制度利
用促進計画を包含)

- 1) 成年後見制度の利用促進
- 2) 福祉サービス利用援助事業等の充実促進
- 3) 擁護を必要としている市民の発見・支援

1) 市民主体の支え合いの場の充実

- あいさつでつながる地域づくり ○「地域支え合い活動委員会」の取り組みの充実・周知
- 生活支援体制整備事業の推進 ○中学校区での相談支援包括化推進会議（仮称）の設置検討 等



2) 地域福祉コーディネーターの活動の充実

- 地域福祉コーディネーターの配置と活動の充実 ○地域との協働による問題解決に向けた取り組みの実施 等

1) 自治会・福祉団体等の活性化

- 自治会加入の促進 ○福祉団体と各種地域資源との連携・情報共有支援 等



2) 地域での居場所・活動の場の充実

- 市民の交流・活動の場の充実 ○宜野湾市社会福祉センターの運営管理及び機能移転に向けた調整実施
- 「交流施設」の整備に向けた取り組みの推進 ○ひきこもりがちな市民等が社会とつながり・交流できる場の確保・充実 等

1) 防犯・防災対策を通じた地域づくりの推進

- 地域ぐるみの防犯教育の推進 ○地域や子ども達への防災教育の推進 ○宜野湾市地域防災計画の推進 等

2) 避難行動要支援者に対する支援の充実

- 避難行動要支援者の避難支援体制の充実 ○福祉避難所の体制整備 ○避難行動要支援者に対する日常的な見守り支援体制の充実 等

1) 生活困窮者の自立促進や住居の確保に向けた支援

- 自立相談支援事業の実施 ○住居確保給付金の支給 ○生活福祉資金貸付事業の周知・利用促進 等

2) 生活に対する支援の実施

- 一時生活支援事業の実施 ○ハローワーク等との連携による就職支援の実施 ○フードバンク活動の普及
- 緊急一時支援（法外援助）による援助実施 ○歳末たすけあい募金の効果的な活用 ○フードドライブ活動の普及 等

1) 貧困の連鎖を断ち切るための包括的な支援

- 子どもの居場所等の活動の周知と地域・企業・市民の参画促進 ○子どもの貧困対策に向けた行政との連携・体制の整備 等

1) 福祉教育の充実

- 福祉教育の推進 ○地域での実践から学ぶ福祉意識づくり 等

2) 地域を担う人材・資源の掘り起こし・育成

- 地域の担い手（キーパーソン）の発掘・育成 ○企業等に対する働きかけの実施 等

3) 民生委員・児童委員や健康福祉サポート人材の養成・支援

- 民生委員・児童委員の確保・充実 ○各種養成講座の実施
- 福祉団体や当事者団体の活動支援（母子寡婦福祉会・手をつなぐ親の会等） 等



1) ボランティア活動の促進

- ボランティア活動の拠点機能の充実・周知 ○ボランティア同士の連携促進 ○企業等の地域貢献の促進
- 大学・専門学校等との連携による学生ボランティアの活動の促進 ○社会福祉法人等による多様な福祉課題・生活課題への対応 等

2) ボランティアコーディネーター機能の充実

- ボランティア関連団体等との連携強化 ○ボランティア育成・活用の充実 等

1) 包括的な相談支援体制の充実

- 相談窓口の充実強化 ○包括的な相談支援体制の推進 民生委員・児童委員の相談機能の充実 等

2) 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり・サービスの質の向上

- 情報提供の充実 ○情報バリアフリー化の推進 ○視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供・意思疎通支援 等

1) 外出・移動支援の推進

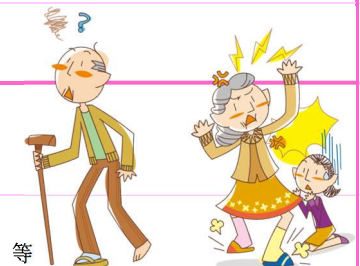
- 重度身体障害者移動支援の推進 ○身体障がい者自動車運転免許取得事業・身体障がい者用自動車改造費助成事業 等

2) バリアフリーな環境整備の推進

- 沖縄県福祉のまちづくり条例の推進 ○利用者の視点に立った環境整備の推進

1) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の普及・利用の促進 ○後見人等の確保に向けた関係機関との連携
- 成年後見制度の普及・利用促進等に向けた関係機関との連携 等



2) 福祉サービス利用援助事業等の充実促進

- 福祉サービス利用援助事業等の普及 ○「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」の充実 等

3) 擁護を必要としている市民の発見・支援

- 人権相談等の周知 ○要保護児童対策地域協議会の充実 ○権利侵害や虐待防止に向けた連携 等

◆重点プロジェクト

①包括的支援体制整備プロジェクト

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、ひきこもりや8050問題等、従来の属性別・年代別の支援体制では対応が困難なケースが増加傾向にあります。

市内の関係各課や支援機関、社会福祉協議会、関係機関、地域の関係者等がそれぞれの分野を超えて連携することで相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を実施していくとともに、アウトリーチ等を通じた継続的な支援体制の構築を図ります。



②安心・安全な避難行動の支援プロジェクト

近年、我が国では大規模災害が多発しており、本市においても避難行動に支援を必要とする方が安全に避難できるよう、平時より地域の支援者と連携し避難行動要支援者の把握や支援の方法等を整備しておくことが求められています。また、高齢者や障がいのある人、妊産婦などは、一般の避難所での生活に支障をきたしている事例等が報告されており、安心して避難所生活をおくることができる環境整備等も求められています。

万が一の災害の発生に備え、避難行動要支援者避難支援計画の策定に取り組むほか、地域の支援者や関係団体等と連携し、平時から顔のみえる支援体制の構築に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりに努めます。

また、特別な配慮を必要とする方を避難所や福祉避難所で安心して受け入れできる体制を整えられるよう、地域の関係団体等と共に災害ボランティアの確保など、体制整備に取り組みます。



◆目標指標

主な目標項目	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
『地域支え合い活動委員会』などに参加してみたいと考えている市民の割合	28.4%	36.6%
『避難行動要支援者名簿』の取り組みの認知度	14.3%	22.0%
“どこの相談先にもつながっていない（ようにみえる）方”が身近な地域等に存在しない割合	90.4%	95.2%

第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画【概要版】

発行：宜野湾市 福祉推進部 福祉総務課
〒901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話：098-893-4411（代表）

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会
〒901-2205
沖縄県宜野湾市赤道 2-7-1
電話：098-892-6525